

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第32号

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「上」を「以上50キロメートル未満」に、「26,200円」を「29,100円」に改め、同号に次のように加える。

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

第17条第1項中「4,200円」を「4,700円」に、「町長が」を「規則で」に改める。

第2条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125.0」を「100分の127.5」に、「100分の70.0」を「100分の72.5」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105.0」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50.0」を「100分の52.5」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表

単位：円

職員の区分	号給	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再	1号給	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
任用短時	2号給	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
間勤務職	3号給	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
員以外の	4号給	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700

職員	5号給	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6号給	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7号給	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8号給	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9号給	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10号給	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11号給	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12号給	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13号給	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14号給	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15号給	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16号給	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17号給	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18号給	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19号給	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20号給	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21号給	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22号給	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23号給	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24号給	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25号給	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26号給	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27号給	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28号給	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29号給	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30号給	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31号給	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	
32号給	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	
33号給	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	
34号給	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	
35号給	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	
36号給	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	
37号給	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	
38号給	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	
39号給	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	
40号給	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	
41号給	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	
42号給	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	

43号給	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44号給	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45号給	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46号給	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47号給	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48号給	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49号給	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50号給	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51号給	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52号給	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53号給	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54号給	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55号給	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56号給	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57号給	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58号給	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59号給	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60号給	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61号給	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62号給	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63号給	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64号給	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65号給	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66号給	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67号給	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68号給	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69号給	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70号給	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71号給	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72号給	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73号給	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74号給	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75号給	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76号給	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77号給	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78号給	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79号給	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80号給	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	

81号給	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82号給	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83号給	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84号給	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85号給	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86号給	266,200	305,800	355,700			
87号給	266,500	306,100	356,100			
88号給	266,800	306,400	356,500			
89号給	267,100	306,700	356,700			
90号給	267,400	307,000	357,100			
91号給	267,700	307,300	357,500			
92号給	268,000	307,600	357,900			
93号給	268,300	307,800	358,100			
94号給		308,000	358,400			
95号給		308,300	358,800			
96号給		308,700	359,100			
97号給		308,900	359,400			
98号給		309,200	359,800			
99号給		309,500	360,200			
100号給		309,900	360,600			
101号給		310,100	361,100			
102号給		310,400	361,500			
103号給		310,700	361,900			
104号給		311,000	362,300			
105号給		311,200	362,800			
106号給		311,500	363,200			
107号給		311,800	363,500			
108号給		312,100	363,800			
109号給		312,300	364,200			
110号給		312,600				
111号給		313,000				
112号給		313,300				
113号給		313,500				
114号給		313,700				
115号給		314,000				
116号給		314,400				
117号給		314,600				
118号給		314,800				

	119号給		315,100				
	120号給		315,400				
	121号給		315,700				
	122号給		315,900				
	123号給		316,200				
	124号給		316,500				
	125号給		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	

第3条 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 町長等の給与及び旅費に関する条例(令和7年永平寺町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125.0」を「100分の127.5」に、「100分の160.0」を「100分の162.5」に改める。

第5条 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の162.5」を「100分の161.25」に改める。

(永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年永平寺町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

単位：円

職種	号給	給料月額
一般行政職(他の職種の適用を受けないものを含む。以下同じ)	1	195,800
	2	196,900
	3	198,100
	4	199,200
	5	200,300
	6	202,000
	7	203,600
	8	205,200
	9	206,700
	10	208,400

11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200

(永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成18年永平寺町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「月額 290,000円」を「月額 330,000円」に、同項第2号中「月額 230,000円」を「月額 261,000円」に改め、同項第3号中「月額 220,000円」を「月額 250,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年4月1日から、第3条及び第5条の規定は令和8年4月1日から、第7条の規定は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 第2条の規定(永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(以下この項から附則第4項までにおいて「一般職給与条例」という。))第18条第2項及び第19条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の一般職給与条例(附則第4項において「改正後の一般職給与条例」という。)の規定及び第6条の規定(永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下この項及び附則第4項において「会計年度任用職員給与条例」という。))による改正後の会計年度任用職員給与条例(附則第4項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の一般職給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の一般職給与条例又は第6条の規定による改正前の会計年度任用職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。